

岡山県行財政改革大綱

－未来を志向したスリムで活力のある行財政をめざして－

平成9年11月

岡山県

目 次

(ページ)

はじめに	1
------	---

第1 行財政改革の基本的な考え方	2
------------------	---

1 行財政改革の基本的視点	2
---------------	---

(1) 21世紀の岡山づくりのための財政運営の健全化	2
----------------------------	---

(2) 県民のニーズや新たな行政課題に柔軟かつ機敏に対応できる体制づくり	2
--------------------------------------	---

(3) 行財政運営の簡素効率化の推進	2
--------------------	---

(4) 地方分権を担う政策形成機能の強化と県民参加の推進	2
------------------------------	---

(5) 改善目標値の具体的設定など適切な行財政改革の進行管理	3
--------------------------------	---

2 財政の現状と健全化	3
-------------	---

(1) 現状と見通し	3
------------	---

① 県債残高の増加	3
-----------	---

② 財源調整のための基金の減少	3
-----------------	---

③ 大幅な収支不足見込み	3
--------------	---

(2) 財政悪化の原因	4
-------------	---

(3) 財政の健全化	4
------------	---

第2 改革の方策	5
----------	---

1 健全な財政運営の確立	5
--------------	---

(1) 基本的な考え方	5
-------------	---

① 財政健全化のための目標値の設定	5
-------------------	---

② 事務事業の見直し	5
------------	---

③ 施策の重点化	5
----------	---

④ 財政運営の透明化	6
------------	---

⑤ 地方独自財源の充実	6
-------------	---

(2) 短期的な観点で早急な取組みが必要なもの	6
-------------------------	---

① 平成10年度の対策	6
-------------	---

② 新規施策への対応	8
------------	---

③ 集中取組期間の対応	8
-------------	---

(3) 中長期的に健全化を図る観点で取り組むもの	8
① 大規模事業等の優先順位づけ、施策の重点化	8
② 補助・単独公共事業費の管理	9
③ 一般行政施策についての不断の点検	9
④ 県設置施設の管理の効率化、利用料の適正化	9
⑤ 組織、人員の効率的な体制の検討、実施による人件費の削減	9
⑥ 県から財政支援等を受けている外郭団体の見直し	9
2 柔軟でスリムな行政システムの構築	9
(1) 組織	9
① 本庁組織—各部1課（室）の削減—	9
② 出先機関	13
(2) 職員定数—5年間で1,300人程度の純減—	14
① 知事部局職員—5年間で350人程度の純減—	14
② 教育職員—5年間で950人程度の純減—	14
(3) 民間活力の導入	14
① 外部委託	14
② 教育の公私比率等	15
③ 執行方法の改善	15
(4) 県民へのサービス向上策	15
① 県民ニーズに応じた行政サービスの実施	15
② 行政サービスの所要時間の短縮—時間の満足度評価システム—	15
③ 県民が満足できる行政サービスの推進	16
④ 情報化の推進による新たな行政サービスの展開—中長期的展望—	16
(5) 職員の意識改革	17
① 自己啓発の促進	17
② 庁内公募制（自己申告制度の充実）	17
③ 研修の充実	17
④ 職員提案の充実	17
(6) 外郭団体	18
(7) 審議会	19
3 県民参加による開かれた県政の推進	19
(1) 情報公開の推進	19

(2) わかりやすい広報	19
(3) 行政の情報化	19
(4) 行政手続の公正、透明化	19
(5) 県民への情報提供と意見反映の充実	20
4 地方分権型社会における県と市町村の協働体制の確立	20
(1) 県と市町村との新たな関係	20
(2) 県と市町村の役割分担	20
(3) 権限委譲と相互協力の推進	20
① 権限委譲の推進	20
② 相互協力の推進	20
(4) 広域行政の推進	21
(5) 隣接県などとの広域連携	21
 第3 行財政改革の推進方法	22
1 推進体制	22
(1) 行財政改革の推進体制の強化	22
(2) 行財政改革推進委員会（仮称）の設置	22
(3) 行財政改革の実施状況の公表	22
(4) 事業評価システムの導入	22
2 地方分権及び規制緩和等国の行政改革への働きかけ	22
 別紙1 大規模建設事業の見直し（個別事業）	23
別紙2 一般行政施策の見直し（個別事業の主な例）	24
別紙3 本庁組織新旧対照表	27
別紙4 出先機関の改革方針	29
別紙5 外郭団体の見直し方針（個別団体）	32
別紙6 審議会の改革方針	34

はじめに

本県においては、本年2月に行財政改革基本方針を定め、財政の健全化と新しい長期ビジョン実現のための新たな課題や多様化した県民ニーズに機敏に対応できる柔軟でスリムな行政システムの構築をめざし、未来を志向した行財政改革に取り組むこととし、4月に県内外の有識者による岡山県行財政改革懇談会を設置した。

懇談会では、県の行財政運営の改革方策について精力的な検討を重ねられ、10月に答申をいただいた。

この答申においては、厳しい岡山県財政の健全化を緊急かつ最重要の課題としてとらえるとともに、21世紀の岡山県を見据え、思い切った発想の転換による行財政の抜本的な改革を行うことが、将来の岡山県の飛躍、発展のために必要不可欠であるとの考えに基づき、財政の健全化、定数削減、組織のスリム化など、新たな時代に向けた岡山県の行財政運営のあり方について、各分野において数値目標を設定するなど具体的な提言がなされている。

県においては、この答申の趣旨を厳しく受けとめ、答申を最大限に尊重し、県の行財政運営の抜本的な改革の指針として、この「行財政改革大綱」を策定する。

今後、本県は、この基本方針に基づき、県民や議会の皆様のご理解とご協力を得ながら、抜本的な行財政改革を推進するものとする。

なお、この大綱には基本方針と併せ、基本方針に基づく個別具体的な事務事業、組織等の見直しについても盛り込んでいるが、これらについては、今後、県民や議会の意見等を十分伺いながら、予算編成過程や執行体制検討過程等において必要に応じて再検討を行い、来年度以降の県予算、組織等に反映させることとする。

第1 行財政改革の基本的な考え方

1 行財政改革の基本的視点

行財政改革の基本目標は、未来に向けて新たな行財政運営の基盤を築くことにあ
る。厳しい財政状況にあっても、いたずらに消極的にならず、真に効果的な行政施
策を推進できる体制づくりを行う好機として前向きにとらえ、次の視点から抜本的
な改革をめざす。

(1) 21世紀の岡山づくりのための財政運営の健全化

本県においては、豊かな人間性のつながりの中で、県民一人ひとりが将来に希
望を抱きながら、快適にいきいきと生活することのできる地域社会、すなわち
「快適生活県おかやま」の実現を目指として、新しい長期ビジョンの策定に現在
取り組んでいる。

このような方向性に沿って、21世紀に向け、本県が飛躍し、発展するためには、危機的状況にある本県の財政をまず建て直すことが緊急の課題であり、財政
健全化に全力で取り組む。

(2) 県民のニーズや新たな行政課題に柔軟かつ機敏に対応できる体制づくり

経済の量的な拡大ばかりでなく、ゆとりややすらぎが求められる成熟社会へ移
行しつつあり、また、国・地方を通じ、新たな行政システムの構築がめざされる
など大きな変革の時期にある。

生活の質の充実を求める多様な県民ニーズや大きな変革の時期における新たな
行政課題に的確に対応するため、県民に軸足をおいた県民本位の視点で従来の行
政システムを見直し、より柔軟で機敏に対応できる体制を構築する。

(3) 行財政運営の簡素効率化の推進

行財政運営の基本原則は、最少の経費で最大の効果をあげることにあるが、民
間活力の活用や、民間の経営手法などを参考にしたコスト意識の徹底などにより、
行財政運営の簡素効率化を進める。

(4) 地方分権を担う政策形成機能の強化と県民参加の推進

地域のことは地域自らが責任をもって決める眞の地方分権を実現するため、県
庁の政策立案機能を強化するとともに、県民への適切な情報提供と県民意見の反
映など開かれた県政を推進する。

(5) 改善目標値の具体的設定など適切な行財政改革の進行管理

行財政改革を真に実現するにはさまざまな困難が伴うが、行財政改革の目標を具体的に設定し、その進行状況を公表するなど、行財政改革の適切な進行管理を行う。

2 財政の現状と健全化

(1) 現状と見通し

本県の財政は、現在、次のように危機的な状況にある。

① 県債残高の増加

県債発行額の増加に伴い県債の残高も大幅に増加し、1兆円に近づいており、これによる公債費も増加を続け財政の硬直化を招いている。

また、これに伴い、平成8年度決算では公債費比率は20.1%、起債制限比率は15.5%になるなど県債関係の比率も急速に上昇しており、全国で最悪の数値になっている。

なお、起債制限比率が20%を超えると、一般単独事業債や厚生福祉施設整備事業債の発行が制限されることになるが、現時点での試算では、平成11年に19.9%の水準に達することが予測されるなど、危険な状況である。

② 財源調整のための基金の減少

財源調整のための基金の残高は、収支不足補てんのための多額の取崩しにより、ピーク時の平成5年度末の562億円から大幅に減少し、本年度末では124億円になることが見込まれている。

これは、今後の安定的な財政運営にとっては、極めて不十分な額と言わざるを得ない。

③ 大幅な収支不足見込み

本年2月に取りまとめた財政の中期展望では、平成10年度で150億円程度、また今後4年間で500億円程度の収支不足が見込まれていたが、平成9年6月3日に閣議決定された「財政構造改革の推進について」に盛り込まれた地方債の抑制や平成10年度の一般歳出の対前年マイナスの方針の影響を踏まえると、地方債や地方交付税の歳入減により、本年8月の修正試算によれば、平成10年度の収支不足額は381億円、今後4年間の収支不足額の累計は1,849億円と大幅に拡大するものと見込まれる。

この額は、本県の標準財政規模の5%（8年度の場合約190億円）を大きく上回る額であり、解消されなければ財政再建団体への転落を念頭に置かざるを得ない規模である。

(2) 財政悪化の原因

近年、本県は、県が単独で実施する大規模事業や公共事業などを積極的に実施してきたが、その財源として多額の県債を発行してきた。

これらの事業は、21世紀を展望した基盤整備であり、今後、県民生活の向上に大きな役割を果たしていくものと考えられるが、財政面では、税収の伸び悩みにより、公債費の増加等が大きな圧迫要因となっている。

すなわち、バブル崩壊後の景気停滞により、税収は平成3年度にピークとなって以来長期にわたり低迷しており、それを補完すべき地方交付税も伸び悩む状況が続いている、歳出増加に対応しきれない状況となってきた。

加えて、こうした状況の中で、平成4年度以降、国の経済対策として公共事業等が大幅に増加し、それに伴い多額の財政負担を余儀なくされたことも重なり、現在の危機的状況に至ったものと考える。

また、国の財政赤字も深刻となり、本年6月に、財政構造改革の方針が決定されたことが、今後の地方財政、ひいては本県財政に大きな影響を及ぼすものと見込まれることは、前述のとおりである。

(3) 財政の健全化

財政再建団体への転落の回避など直面する財政危機を乗り越え、県民の生活を守り、21世紀に向けて本県の新たな発展を図っていくためには、財政の健全化に全力をあげて取り組む。

第2 改革の方策

1 健全な財政運営の確立

(1) 基本的な考え方

① 財政健全化のための目標値の設定

財政健全化のため次のような目標を設定し、その達成に努力する。

ア 実質収支

短期的には、財政再建団体への転落を回避するため、実質収支の赤字を少なくとも標準財政規模の5%未満にすることを目標に歳出削減等を行う。

イ 起債制限比率

短期的には、起債制限の回避のため、起債制限比率が20%を超えることを回避することが急務であり、また、中長期的には、余裕をもって20%を下回るよう、県債発行額の一般財源総額に対する比率を少なくとも25%以内にとどめる。

② 事務事業の見直し

財政健全化のためには、既存事業の不断の見直しが必要であるが、その見直しに当たっては、次のような視点での事業の検討を行う。

ア 市町村や民間との役割分担の観点から問題があるのではないか。

イ 既に一定の成果が達成されているのではないか。

ウ 必要性、緊急性の観点から問題があるのではないか。

エ 効果に比べ多大の費用がかかっているのではないか。

オ 他に類似事業があり施策が重複しているのではないか。

カ 行政水準の観点から適正か。

③ 施策の重点化

歳出の抑制を図るに当たり、次のような施策に重点化を図る。

また、今後、長期ビジョンに沿った重点投資分野を検討する。

ア 県民生活に直結した施策の推進による「快適生活県おかやま」の実現

県民生活の安全確保、生活に直結した基盤整備、高齢者等社会的弱者の生活保持・自立などのための施策

イ 県の独自性ある発展

現在進めている高度情報化推進のための施策

国際化時代に対応した施策

高速交通網の結節点にある本県の優位性を生かした流通性向上のための施策

ウ 自主財源の強化、事務事業改善

税源の涵養、事務事業の効率化に資する施策

④ 財政運営の透明化

今後の財政運営に当たっては、県の財政状況を広く公開し、県民の理解を得ることが重要であり、財政状況と財政運営の方向について、わかりやすく適切に県民に広報するなど、財政運営の透明化を図る。

⑤ 地方独自財源の充実

地方分権の円滑な推進を図るためにも、地方税、地方交付税など地方独自財源の充実を図るべきである。このため、国と地方の役割分担に応じた税源の再配分、交付税制度の改善など、地方税財政の抜本的な改正について、引き続き国へ強力に要望する。

(2) 短期的な観点で早急な取組みが必要なもの

平成9年2月の中期展望においても、今後3年間の收支不足は多額にのぼることが予測されていたが、その後、国の財政構造改革の方針が閣議決定され、地方交付税や地方債の伸びの縮小により、さらに收支不足が大幅に拡大することが見込まれており、直面する收支不足をいかに解消するかが急務である。

このため、当面、国の集中改革期間と合わせ、今後3か年を集中取組期間として徹底した歳出削減等の取組みを行う。

とりわけ、当面いわば超短期として最初の1年間（平成10年度）の收支不足解消を最も緊急の課題と考え、最優先に取り組むこととし、その歳出削減等の効果を継続させることを基本とする。

① 平成10年度の対策

ア 嶸出の削減

次の項目について、来年度1年間で220億円程度の一般財源を削減することを目標に歳出削減を行うこととし、項目ごとに次のとおり目標額を設定する。

a 大規模建設事業の見直し（削減額約80億円）

契約済事業以外の事業の原則凍結等や既存施設の有効利用という観点からの見直しを行う。

【個別事業】

別紙1のとおり

b 助・単独公共事業の見直し（削減額約39億円）

・助・単独事業費の抑制

補助事業については、国の削減方針を勘案し認証見込額とし、単独事業は2割程度を目標に削減を図る。

・公共事業コストの節減

c 一般行政施策の見直し（削減額約70億円）

先に述べた事務事業見直しの視点及び施策の重点化の視点に留意しながら、一般行政施策すべてについて例外なく、法令、契約等により義務的に支出しなければならないもの、事業規模を縮減できるもの、事業を3年程度休止・凍結できるものに整理し、歳出の緊急避難的な抑制を図る。

なお、この中で、次の事項について留意する。

- ・県単独で行っている奨励的補助金の休止、縮小
- ・モデル事業の休止
- ・メニュー事業の統合縮小
- ・県主催のイベントは原則休止
- ・海外研修、視察は引き続き休止
- ・県有建物の改築等は原則休止
- ・車、備品、設備等の更新期間の延長による経費の縮小
- ・啓発、定期刊行物等経費の縮小
- ・国庫補助事業に類似する単県事業の休止

【個別事業の主な例】

別紙2のとおり

d 内部管理経費の節減（削減額約20億円）

消耗品等の消費的な経費について、効率化に努力することとし、昨年の事務事業見直しにおける節減額（約10億円）を上回る節減を図る。

また、車両の更新年限の延長など、設備、施設の維持的な経費も節減の工夫に努める。

e 人件費の抑制（削減額約12億円）

特別職給与減額など既に9年度から実施している措置を継続するとともに、職員定数の削減等により、人件費の抑制を行う。

（既に実施している措置）

- ・特別職給与の減額

知事・副知事は10%、出納長・公営企業管理者は5%、教育長等は3%の減額

なお、議会においても議員報酬の10%減額が実施された。

- ・管理職手当10%減額
- ・時間外勤務の削減

（今後実施すべき措置）

- ・職員定数の削減

イ 歳入の確保

以下の臨時的な歳入の確保により、財源（現時点での想定では170億円程

度)を捻出する。

また、県税については、滞納額縮減等のための緊急対策を実施することにより、収入率(平成8年度実績97.0%)の向上を図り、税収確保に努める。

- a 財源調整のための基金の取崩し
- b 県有財産の処分
 - ・県保有株や遊休資産など売却可能な財産について売却に努める。
- c 特定目的基金の活用

② 新規施策への対応

徹底した歳出の削減を行う一方で、生活関連施策をはじめ、「快適生活県おかやま」の実現を図り、21世紀に向けて本県の新たな発展を遂げるための施策については、長期ビジョンの方向性も踏まえ、重点的な予算配分を行う。

③ 集中取組期間の対応

- ・平成10年度の歳出抑制効果を、少なくとも3年間継続させるほか、国へ臨時の財政措置を強く要請するなどにより收支不足解消を図る。
- ・定数削減等の人件費抑制や外部委託の推進、外郭団体、組織の見直し等により、早期に財政改善効果があげられるよう努める。
- ・各年度ごとの收支不足見込みを今後とも検証し、その結果によっては、対応策の追加、見直しを行う。
- ・県債の発行については、起債制限比率の動向に留意し、発行額を極力抑えるとともに、起債制限比率の低下のため、制度上難しい面があるものの、繰上償還や借換えにも努力する。

(3) 中長期的に健全化を図る観点で取り組むもの

健全化目標の設定等とともに、次のような中長期的視点での歳出削減を図る。

① 大規模事業等の優先順位づけ、施策の重点化

行政の役割、費用対効果などの視点で県が事業を実施する必要性を十分検討したうえで、先に述べた施策の重点化の視点により、事業の優先順位づけ、施策の重点化を図る。

また、新規事業については、その着手時点において優先度合い等を検討する必要があり、財政管理体制の一層の充実、整備を図る。

なお、特別会計、企業会計で実施している事業についても、当該会計の健全運営の維持等の観点から、事業実施に当たり十分な検討を行う。

② 補助・単独公共事業費の管理

補助・単独公共事業について、その伸び率を地方財政計画の伸び率以内とするなど、事業費の検討を行う。

また、新規公共事業については、その必要性を十分に検証する。

③ 一般行政施策についての不斷の点検

先に述べた事務事業の見直しの視点により、次のような取組みも含め、不斷の点検を行う。

- ・類似事業のより一層の統合やメニュー化
- ・任意補助の終期設定など施策実施期間の設定

④ 県設置施設の管理の効率化、利用料の適正化

施設の管理・運営の効率化を図るとともに、利用料の適正化を検討する。

⑤ 組織、人員の効率的な体制の検討、実施による人件費の削減

⑥ 県から財政支援等を受けている外郭団体の見直し

2 柔軟でスリムな行政システムの構築

(1) 組織

21世紀を展望した「快適生活県おかやま」の実現を図り、環境の変化や新しい課題に着実に対応しながら、県民の幸せをめざす体制を整備するとともに、政策県庁としての機能をより充実する。

また、県民に軸足をおいた柔軟でスリムな行政システムの構築をめざすとともに、県民にわかりやすい組織のあり方についても検討する。

なお、現在、国の行政改革会議等において省庁再編が議論されているが、今後、県に及ぼす影響も見極めながら、適切な時期に対応を行うとともに、地方分権の実現による国、県及び市町村の役割分担の見直しに伴う対応も適切に行う。

① 本庁組織—各部1課（室）の削減—

ア 「快適生活県おかやま」の実現

21世紀を展望し、環境の変化や新しい課題に着実に対応するため、県がこれまで積極的に整備してきた各種の基盤を生かしながら、県民一人ひとりが、豊かな人間性のつながりの中で快適にいきいきと生活できる「快適生活県おかやま」の実現をめざしていくことが求められており、そのため、県民生活に密着した施策を一元化し、総合的に実施する必要がある。

イ 政策県庁への転換

厳しい財政状況の中で、従来のハード中心からソフト中心の施策へシフトしていくことが求められており、そのためには、政策県庁への転換を図り、政策立案機能及び企画調整機能を充実する必要がある。

ウ 新たな行政課題への対応

今後の高い発展可能性を有する分野など、新たな行政課題へ対応する体制を確立する必要がある。

エ スリムでわかりやすい組織へ

- ・小規模な課（室）や係（班）については、業務の実態に応じて統廃合を検討する必要がある。
- ・課（室）の名称についても、業務の実態を的確に表したわかりやすい名称への変更を検討する必要がある。
- ・事務事業の見直し等により、業務量が著しく減少する課（室）の統廃合を検討する必要がある。

以上の視点に基づき、地域振興部及び企画部の再編整備を行い、生活環境部及び企画振興部を設置するなど、本庁組織の見直しを行う。

【再編後の本庁組織の一覧】

別紙3のとおり

ア 生活環境部の設置

県がこれまで積極的に整備してきた各種の基盤を生かしながら、「快適生活県おかやま」を実現していくためには、防災、交通安全、文化、女性、青少年など県民生活に密着した施策を一元的、総合的に実施するとともに、廃棄物対策や自然保護など重要性を増す環境行政の充実を図る必要がある。このため、地域振興部を再編整備し、生活環境部を設置する。

a 文化行政の移管

文化は地域で芽生え、地域住民がはぐくむものであるとの観点から、文化行政を県民生活課へ移管する。

b 女性青少年対策室の移管

家庭や人づくりなどの面で県民生活と深い関わりを有している女性青少年対策室を生活環境部へ移管する。

c 防災対策室の廃止

地域防災計画策定の概了に伴い、防災対策室と消防課を再編整備し、消防防災課を設置する。

d 環境保全局の統合

環境行政を県民生活行政と一体的に推進するため、環境保全局を生活環境部に統合する。

イ 企画振興部の設置

政策県庁への転換を図るために、地域の生きた情報を汲み上げ、施策に反映させるボトム・アップ型の行政が重要であり、県民から市町村、地方振興局を通じて収集した情報を企画を担当する組織が受けとめ、県の施策立案に的確に反映させる仕組みを構築する必要がある。このため、企画部を再編整備し、企画振興部を設置する。

a 地方振興局の所管の移管

地域の情報を的確に施策に反映させるため、地方振興局の所管を企画課へ移管する。

b 地域振興課の設置

中山間地域や過疎地域など特定地域の振興や市町村の地域づくりの支援を一元的に所管する組織として、地域政策課を再編し、地域振興課を設置する。

(主な分掌事務)

- ・中山間地域、過疎地域、離島など特定地域の振興に関すること
- ・市町村の地域づくりの支援に関すること
- ・広域市町村圏に関すること
- ・リゾート関係事業の推進に関すること

c 市町村課の移管

市町村課の行財政指導事務と地域振興課の市町村に対する地域づくり支援事務等を一元的に推進するため、市町村課を企画振興部へ移管する。

d 國際課の移管

国際化の進展に全庁的に対応していくため、國際課を企画振興部へ移管する。

e 航空企画推進室の移管

国際空路の新規開設等の事務を國際課の事務と一元的に処理するため、航空企画推進室を航空企画推進課として企画振興部へ移管する。

f 事業調整室の廃止

事業調整室を廃止し、チボリ関連の事務を企画課へ、ウラン濃縮施設の立地の調整の事務を地域振興課へ移管する。

g 新都市建設室の廃止

新都市建設室を廃止し、吉備高原都市建設事業を地域振興課へ移管する。

ウ 新たな行政課題への対応

物流対策の推進や平成17年開催予定の岡山国体、行財政改革の推進など、新たな行政課題に対応するための組織を設置する。

a 物流推進室の設置

空港、港湾、流通センターなど交通、物流のためのインフラを活用した広域的物流拠点と他地域との連携強化による物流ネットワークの形成を促進する必要がある。このため、物流関係事業を総合的に推進する組織として、商工労働部商企画課に物流推進室を設置する。

(主な分掌事務)

- ・岡山県物流ビジョンの策定に関すること
- ・輸入促進地域（F A Z）に関すること
- ・岡山県物流推進会議（仮称）に関すること
- ・物流施策大綱に関すること
- ・物流関係団体に関すること

b 国体準備局の設置

平成17年の岡山国体の開催に向け、全序的な事業展開のための体制整備を図るため、教育委員会に設置されている国体準備室を廃止し、知事部局に国体準備局を設置する。

(主な分掌事務)

- ・国体開催の準備に係る総合調整に関すること
- ・主会場の整備に関すること
- ・競技施設に関すること
- ・競技運営の企画に関すること
- ・啓発・広報活動に関すること

c 行革推進室の設置

未来を志向したスリムで活力のある行財政をめざし、全序をあげて行財政改革への不断の取組みを行うため、総務部総務学事課に行革推進室を設置する。

(主な分掌事務)

- ・外郭団体の見直しに関すること
- ・地方振興局の見直しに関すること
- ・行財政改革推進委員会（仮称）に関すること

エ スリムでわかりやすい組織へ

事務事業の実態に応じた組織のあり方を見直すとともに、事務処理の一層の効率化を図るため組織の統廃合を行い、原則として各部1課（室）の削減をする。

a 組織の統廃合

事務事業の実態に応じた組織のあり方を見直すとともに、事務処理の一層の効率化を図るため組織の統廃合を行う。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ・総務部 行政情報室 | → 廃止（事務を総務学事課で処理） |
| 行政管理室 | → 廃止（事務を人事課等へ移管） |
| ・企画部 事業調整室 | → 廃止（事務を企画課等へ移管） |
| 新都市建設室 | → 廃止（事務を地域振興課へ移管） |
| ・地域振興部 防災対策室 | → 廃止 |

環境保全局 → 生活環境部へ統合
・保健福祉部 長寿社会対策室 → 廃止
高齢者対策課と
地域保健福祉課 → 長寿社会対策課に統合
・農林部 中山間地域対策室 → 廃止
・土木部 河川開発室と苦田
ダム推進対策室 → 河川開発課に統合
プロジェクト企画 → 廃止（事務を国体準備局等へ移
推進室 管）

b 課・室の名称変更

課・室の名称について、業務の実態を的確に表したわかりやすい名称へ
変更する。なお、課と並びの「室」については、名称を「課」に統一する。

・商工労働部 労政技能課 → 労政・能力開発課
・保健福祉部 薬務課 → 医薬安全課
更生福祉課 → 障害福祉課
・農林部 新農業推進室 → 農業経営課
地域農業振興室 → 農村振興課

② 出先機関

ア 時代に即応した出先機関の検討

出先機関のより効率的、効果的な業務の推進を図るため、近年の交通機関
の発達や社会経済情勢の変化も念頭に置き、所管区域や設置数の見直しなど
統廃合を検討する。

また、試験研究機関については、時代のニーズにより即応した研究とする
とともに、その研究成果を県民共有のものとするため、試験研究体制のあり
方を検討する。

イ 官と民の役割分担という側面からの検討

現在、県が直営で管理運営を行っている公の施設等のうち、民間等で管理
運営が可能なものについて委託を検討する。

ウ 効果的に業務を行うための検討

業務連携をより的確に行うため、施設の統合、併置など業務のあり方の見
直しを行う。

エ 地方振興局制度のあり方の再検討

地方振興局制度は、発足以来20年以上にわたって地域振興に大きな役割
を果たしてきたが、中核市制度の施行や地方分権の進展を踏まえ、今後、所
管区域も含めた振興局のあり方を再検討する。

【具体的な改革方針】

別紙4のとおり

(2) 職員定数－5年間で1,300人程度の純減－

行政財政改革の推進は、県民の痛みを伴うこともあり、改革に対する県民の理解と協力を得るために、県庁自身も最大限の努力をする必要がある。

このため、事務事業の見直し、組織改革、事務改善などにより、計画的な定数削減に取り組む。

一方、岡山県が21世紀に向かって飛躍するための事業、施策の推進などに係る新たな行政需要に対応するための定数を確保することも必要である。

こうしたことを踏まえ、次のとおり目標を設定し、定数削減に取り組む。

なお、知事部局の定数削減に当たっては、新規採用職員を最大で退職者数の2分の1程度にまで抑制するとともに、非常勤職員の積極的な活用などを図る。

① 知事部局職員－5年間で350人程度の純減－

5年間で15～20%程度の削減を行う。

そして、その削減の範囲内で、今後県として重点的に取り組むべき「快適生活県おかやま」の実現のための施策や、岡山国体開催準備のための要員といった新たな需要に対応するための再配置を行ったうえで、なお5年間で7%程度（350人程度）の純減を図ることを目標とする。

② 教育職員－5年間で950人程度の純減－

教育職員については、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等によって学校教職員定数の標準が定められているが、今後、児童・生徒数の減少に伴いこれらの教職員の減が見込まれることから、5年間で950人程度の純減を見込む。

(3) 民間活力の導入

① 外部委託

行政コストや定数の削減のために、民間でできる事業は民間で行うことを基本に、県民サービスへの影響を勘案しつつ、民間企業におけるマネジメント手法であるアウトソーシング等を参考しながら、民間委託や事務自体の廃止、民間への移管を進める必要がある。

現在、県において行っている業務について、次のような分野は、原則的に外部委託による。

ア 高度の知識、技術等を要し人材確保が困難なもの

イ 多量の業務を短期的に処理するもの

ウ 常時一定の職員を配置しなくともよいもの

エ 行政上の判断を伴わないもの

以上の視点に基づき、検討した結果、次の分野については、外部委託や民間活力の活用を積極的に推進する。（公共施設の管理委託は、出先機関の項で記述したので除く。）

（検討例）

- ・各種情報処理システムのアウトソーシング化
- ・保健衛生に係る定例的検査
- ・道路補修作業
- ・印刷業務
- ・運転業務

② 教育の公私比率等

公立高等学校と私立高等学校との教育分担については、当初昭和58年度以降の生徒急増期対策として、入学生徒数の比率を（公立：私立=）75：25とするよう決められたが、生徒減少期にある現在、民間活力の活用という観点をも踏まえ、早期に公私比率の見直しを検討する。

③ 執行方法の改善

時代の流れに対応した機械化の促進や職員の勤務体制のあり方などを見直し、日常の事務事業の執行方法の効率化を図る。

（4）県民へのサービス向上策

① 県民ニーズに応じた行政サービスの実施

ア 窓口の時間延長

直接県民が出向く機会が多いと考えられるパスポートセンターの窓口について、交付時間の延長を検討する。

また、各種相談窓口等のうち、夜間・休日も需要が多いと見込まれるものなどについても県民ニーズを的確に把握し、実施を検討する。

イ 公共施設の開館時間の延長

サラリーマンなど公共施設の平日利用が困難な人の利便を図るため、開館時間の延長を検討する。

② 行政サービスの所要時間の短縮－時間の満足度評価システム－

事務処理の時間的格差の解消により、県内のどこに住んでいても同一・同質の行政サービスを平等に享受できるよう所要時間の短縮をめざす。

行政サービスに対する県民の満足度を、サービスの所要時間により評価し、各ステージにおける時間の短縮によるサービスの向上を図る。

評価ステージ	対応策
提出書類の作成に要する時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提出書類の必要部数の軽減 ○ 添付書類の簡素化
行政機関（窓口）へ赴くのに要する時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出先機関への権限委譲の推進 ○ 情報通信ネットワークの活用
窓口での申請に要する時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出先機関への権限委譲の推進 ○ 事務処理の迅速化
申請に対する許認可・証明等の事務処理に要する時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出先機関への権限委譲の推進 ○ 事務処理の迅速化 ○ 情報化の推進による電子決裁の導入

③ 県民が満足できる行政サービスの推進

ア 出先機関への権限委譲の推進

地方振興局長等へ権限を委譲し、出先機関での一貫した事務処理により、事務処理手続の最短化をめざす。

イ 情報化の推進

府内 LAN、県庁 WAN 等、情報通信ネットワークを活用し、自宅や企業の端末からの行政手続の実現等を検討する。

ウ 事務処理の迅速化

決裁権限の下部委譲、合議の省略等による事務処理の効率化によるスピードアップを図る。

また、府内 LAN 及び県庁 WAN を活用した、電子決裁の試験的導入を検討する。

エ 県民の負担軽減

県民が作成する申請書等への押印の廃止や、提出書類の簡素化を進める。

オ 役所言葉の見直し

官庁特有の「役所言葉」の言い換えを推進し、県民にわかりやすく、親しみやすい文書の作成に努める。

④ 情報化の推進による新たな行政サービスの展開－中長期的展望－

県と県民との相互利用行政ネットワークを構築し、新たな行政サービスの展開について検討する。

ア ワンストップ・サービス

複数の窓口に行かなければならず各種申請・届出等の手続きを 1 か所の窓口で処理する。

イ ノンストップ・サービス

無人の行政端末機（情報キオスク）を各地域に設置し、各種申請・届出等を受け付ける。=「24時間県庁（仮想県庁）」

ウ 行政サービスのマルチアクセス・ポイントの設置

所管外であっても受付事務を可能とするなど行政サービスを提供する。

エ 申請・届出書類の電子化

書類だけでなく、電子的な手段（FAX、電子メール等）による申請・届出等を可能とし、住民の負担軽減を図る。

オ 公共施設等の遠隔利用の実現

ネットワーク利用による文化施設等の遠隔利用の実現を検討する。

（5）職員の意識改革

行政を遂行するのは「人」であり、県行政の活性化を進めるためには、県職員の一人ひとりが、固定観念や縦割り意識から脱却し、それぞれの能力を高めながら、新たな課題にチャレンジする必要がある。時代の変化に機敏に対応し、県民本位の視点に立った行政を展開するため、職員の意識改革を一層推進する。

① 自己啓発の促進

職員の意欲を高めるため、職員の自己啓発活動の促進を行う。

ア 自主研究グループと知事との意見交換

イ 部間を越えた特定課題研究会の発足

ウ 自己啓発結果の顕彰

② 庁内公募制（自己申告制度の充実）

人事配置に当たり、意欲ある職員から、希望業務、希望動機、取り組みたい課題等申出を受け付けるなど庁内公募制を導入する。

③ 研修の充実

職員の資質向上を図るとともに、意欲あふれる人材を育成するため、職員の専門知識・技術や時代の変化に対応した幅広い知識を習得するため職員研修の充実を図る。特に、コスト意識の徹底など民間の経営手法などの新たな視点での事務の見直しや政策立案能力の育成に努める。

ア 自治研修所における各種研修

イ 住民、民間企業人を交えた研修

ウ 国、地方公共団体等への派遣研修

エ 民間企業の実施する企業内研修への参加

オ ボランティア活動への参加 等

④ 職員提案の充実

職員提案の充実を図るとともに、政策提案の促進と提案された内容の政策化を推進する。

(6) 外郭団体

外郭団体についての普遍的な定義がないため、次の基準のいずれかに該当するものを外郭団体と定義した。

- ① 岡山県の出資、出捐額が総額の25%以上のもの（延べ60団体）
- ② 岡山県職員を出向させているもの（延べ34団体）
- ③ 団体の平成8年度の収入の50%以上が岡山県からの補助金、委託料等で占められているもの（延べ23団体）

総数 71団体	商法法人	12団体
	公益法人	49団体
	個別法に基づく法人	10団体

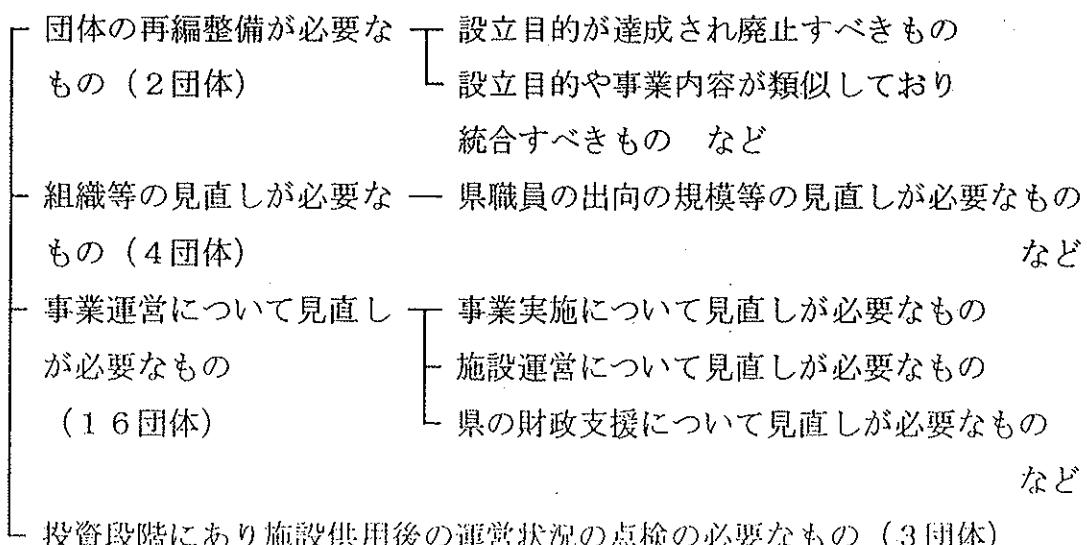
外郭団体については、効率性、機動性などのメリットを生かしながら、県と一体的に、又は県の補完的な役割を果たしつつ、事業を積極的に展開してきた。

しかし、これらの中には、設立から長期間を経過し設立目的を達成したもの、昨今の低金利のため事業実施が困難となっているなどの理由により、経営状況が悪化しているものや県から財政支援等を行っているものなどがある。

このような視点から計25団体について見直しを行う。

なお、経営状況が悪化している団体等については、関係団体等とも十分協議し、早急に外部の専門家を含めた見直し機関を設置するなどして事務事業の見直しや組織の効率化を検討するとともに、経営改善計画等の策定を行う。

○ 見直しの方向による類型化（計25団体）



【見直し方針】

別紙5のとおり

(7) 審議会

平成9年4月現在、県が設置した審議会は156審議会（うち法令又は条例による設置：93審議会）があるが、そのあり方について次の方針に基づき見直しを行う。

【見直し方針】

別紙6のとおり

3 県民参加による開かれた県政の推進

県民に軸足をおいた県民本位の行政を展開するため、県民への適切な情報提供や県民の意見の反映など開かれた県政を推進する。

(1) 情報公開の推進

開かれた県政を推進するため、岡山県公文書の開示等に関する条例が平成8年10月1日に施行されたが、今後とも、条例の円滑な運用を行うとともに、情報提供施策及び情報公表施策の拡充を図り、県政に関する正確でわかりやすい情報を県民が迅速かつ容易に得られるよう努める。

このため、FAXやインターネットを活用した双方向の情報提供制度の充実を図る。

(2) わかりやすい広報

県民向けの広報資料については、行政特有の用語使用ができるだけ少なくし、図、表を活用し、ビジュアル化するなど、わかりやすい広報に努める。

(3) 行政の情報化

情報ハイウェイの整備を生かし、県庁ホームページの活用や県民が行政情報に容易にアクセスできるようにするなど行政の情報化を進める。

(4) 行政手続の公正、透明化

行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るため、岡山県行政手続条例が施行されているが、その適正な運用に努めるとともに、申請に対する審査基準、標準処理期間についても、絶えず見直しを行う。

(5) 県民への情報提供と意見反映の充実

マルチメディア目安箱や青空知事室などにより、県民の声の聴取に努めているが、意見に対する対応などの概要についても広く県民に周知するなど、より充実した意見聴取となるよう努める。

4 地方分権型社会における県と市町村の協働体制の確立

(1) 県と市町村との新たな関係

地方分権推進委員会の勧告や今後の検討状況等を踏まえながら、機関委任事務の廃止、必置規制の廃止、地方税財源の充実などにより、地方が自らの意思と責任のもとに政策を決定することができる真の地方分権の実現をめざし、県、市町村それぞれの役割分担を明確にし、対等・協力を基本とする関係に転換する。

(2) 県と市町村の役割分担

県と市町村は、それぞれ広域的自治体と基礎的自治体という役割を担うが、地方の行政事務は第一義的には市町村の権限と責任において処理すべきもので、県は市町村の補完、支援等を行うべきものである。

このように、両者の関係は対等であることを基本として、相互に協力しながら住民の福祉向上の諸施策を展開することに努める。

各事業実施に当たっての県と市町村の役割分担のほか、財源負担のあり方も含め、両者の財政関係も新たな時代に向け、検討する。

(3) 権限委譲と相互協力の推進

① 権限委譲の推進

多様化する住民のニーズに的確に対応するためには、市町村の規模、行財政の実態に応じ、住民生活に身近な事務はできるだけ市町村で処理しうるよう権限の委譲に努める必要がある。

今後、全国的な制度としての事務委譲が法律又はこれに基づく政令の定めにより進められることが見込まれるが、その推進状況を踏まえながら、県として地域の実情に応じた権限委譲を進める。

権限委譲に当たっては、適切な財政措置はもとより、県から市町村への一方的な委譲にならないよう、県と市町村の間で十分議論を尽くし、必要に応じて研修や人的支援も検討する。また、その際、県と市町村のコストの合計額が増加しないよう努める。

② 相互協力の推進

県と市町村が一体となった行政運営を推進するためには、従来行っている県

と市町村の人事交流などを一層推進するとともに、市町村職員の行政能力向上のための支援を積極的に行う。

県と市町村は、それぞれの政策立案過程への参加機会の拡充のため、岡山情報ハイウェイの整備などにより一層円滑な情報交流を進め、新たな協働関係を築くことに努める。

(4) 広域行政の推進

近年の交通手段や経済活動の活発化に伴い、住民の生活や交流の範囲は一市町村の区域を越え、拡大しており、市町村業務の共同処理の推進や、公共施設配置に当たっての相互の機能分担及びその相互利用の促進などの対応が求められている。

こうした状況を踏まえ、市町村が地域の一体的な整備や住民へのサービス向上を図るには、一部事務組合や広域連合をはじめとする市町村の連携が一層進められることが必要であり、また、関係市町村及び地域住民の自主的な意思に基づく市町村合併を推進する。

(5) 隣接県などとの広域連携

西日本の中核拠点としての本県の優位性を生かし、隣接県などとの広域連携を進めるとともに、県境を越えた市町村の交流、連携を促進する。

第3 行財政改革の推進方法

1 推進体制

行財政改革は、不断の取組みが必要であり、その推進体制や推進方法を整備することにより、実効があがる。

このため、次のような取組みを行い、県民に開かれた行財政改革を進める。

(1) 行財政改革の推進体制の強化

全庁あげての行財政改革の取組みを行うことが必要であり、行財政改革を強力に推進するため、庁内組織として「行革推進室」を設置する。

(2) 行財政改革推進委員会（仮称）の設置

行財政改革の進行状況について、意見を求め、必要な助言を受けるため、学識経験者等からなる「行財政改革推進委員会（仮称）」を設置し、県民に開かれた行財政改革を推進する。

(3) 行財政改革の実施状況の公表

実効ある行財政改革を進めるため、行財政改革の実施状況を、「行財政改革白書（仮称）」として県民に公表する。

(4) 事業評価システムの導入

- ・事業の実施にあたり、事業の効果や施設運営のあり方等について十分検討を行い、効率的、計画的な事業執行と適切な財政管理を図るため、事業評価システムを導入する。
- ・平成10年度に具体的な事業評価手法の検討を行い、事業の推進や予算編成の判断基準として活用する。

2 地方分権及び規制緩和等国の行政改革への働きかけ

県の行財政改革を真に実現するには、地方分権の推進及び規制緩和等国の行政改革が不可欠である。そのため、全国知事会等を通じ、地方分権及び規制緩和等国の行政改革の推進を国等へ働きかける。

大規模建設事業の見直し（個別事業）

事業名	見直し内容
1 社会的弱者対策や女性施策、文教施策 新総合福祉・ボランティア会館 女性会館 岡山養護学校 県立図書館・文書館 渋川青年の家 県立大学（OT・PT養成課程） 岡山国体主会場	） 一体整備の検討（ただし建設は13年以降） 場所の変更も視野に入れ、当面3か年凍結 本館改造は当面3か年凍結 民間養成機関でも目標数が達成可能なため廃止 計画を絞り込むとともに既存施設での整備可能性を調査・研究
2 県民生活の安全確保 岡山南警察署 新通信指令システム	経費節減を図る
3 生活・産業基盤の整備 高度情報化対策 岡山空港 美作・岡山道路 井原線支援 瀬戸大橋（本四公団出資） 広域水道企業団出資	整備内容の再検討 工事手法等の検討による工事費の縮減 当面3か年は必要最少額
4 公用施設の整備・更新 岡山地方振興局 総合教育研修機関	当面3か年凍結 内容を見直しながら当分の間凍結
5 地域拠点施設の整備等 吉備高原都市（後期） グリーンヒルズ津山 吉備ハイランド・オアシス 蒜山テニスプレイス 西部アグリスポーツ公園 アクア・マリン玉野 アクア・スポーツサロン美作 アクア・メディカルリゾート湯原 岡南飛行場整備 動物愛護センター 健康の森 チボリ公園 後楽園周辺整備 北部健康増進中核拠点施設 吉備歴史文化公園	B・Eゾーンの事業着手（用地取得も含む）は3か年凍結。Aゾーンの公団からの用地取得は3か年凍結を検討。 一部につき市との進度を調整 交流ドーム建設は再検討を含め当面3か年凍結 廃止 施設建設は再検討を含め当面3か年凍結 事業手法・内容等の見直しや進度調整を検討 事業主体の変更も視野に入れ当面3か年凍結 同上 II期分はI期分の利用状況を見極めることとし当面凍結 当面3か年凍結 事業計画を見直すこととし凍結 国有資産等所在市町村交付金負担の検討 事業計画を見直すこととし凍結 事業計画を見直すこととし凍結 事業計画を見直すこととし凍結

※ 基本的に計画どおり進めることとした事業については、「見直し内容」欄を空欄としている。

一般施策の見直し（個別事業の主な例）

1 市町村との役割分担の観点から見直すもの

事業名	9年度当初予算額(千円)	事業概要・見直し内容等
中山間地域定住促進事業	55,200	住宅団地開発に対する市町村への奨励的補助金であり、長期間実施され、相当程度の区画数の整備が図られたことから、 <u>休止する。</u>
水道施設整備助成事業	152,858	市町村実施の簡易水道等施設整備事業への任意補助金であるが、水道事業は元来市町村事業であり、しかも零細補助となっていることから、 <u>新規採択を休止する。</u>
単県医療費助成事業	2,201,051	市町村が単独で行う医療費助成制度（老人・重度心身障害者・乳幼児・母子家庭）への県の助成事業で、市町村の財政力に応じ助成しているが、 <u>財政力の強い市について補助率を見直す。</u> <u>岡山市 1/4 → 1/6、倉敷市 3/6 → 1/6</u>
工業団地開発促進事業	150,000	市町村が工業団地の開発に伴う関連工事のうち立地内定した団地だけに補助することとし、 <u>補助枠を1/2程度に縮小する。</u>
社会教育諸施設整備事業	21,000	市町村が図書館、美術館等を整備する事業に対する補助金であるが、他に有利な起債制度があること等から、 <u>休止する。</u>

2 奨励的要素の強い補助金等

事業名	9年度当初予算額(千円)	事業概要・見直し内容等
ふるさとふれあい促進事業	10,441	農林漁業後継者と女子青年との文化教養、農林漁業体験等のサークル活動や宿泊交流会への補助事業であるが、今後はサークルや市町村の自主的な取組に委ねることとし、 <u>休止する。</u>
中山間モデル基地事業促進補助	71,880	中山間モデル基地を構成する市町村が実施する地域振興事業の促進補助金であるが、事業をハードからソフト中心に転換することとし、 <u>補助枠を1/2程度に縮小する。</u>
チャレンジ地域活性化支援事業	500,000	地域づくり等を支援する事業であるが、市町村の自主的な取組に委ねることとし、 <u>休止する。</u> 一方で、市町村振興資金の貸付制度の充実を図る。

事業名	9年度当初予算額(千円)	事業概要・見直し内容等
コミュニティ活動推進事業	104,349	主に町並み保存地区への補助事業等であるが、指定地区の整備期間を延長し、 <u>事業費を縮小する。</u>
環境緑化推進事業	50,690	主に市町村の緑化事業に対する補助金であるが、奨励的補助であり市町村の自主的な取組みに委ねることとし、 <u>補助を休止する。</u>
民間社会福祉施設活性化対策事業	100,000	施設の活性化事業を実施する社会福祉法人等に対するメニュー補助制度であり、創設後5年が経過し、一定の成果が得られたため、経営に余裕のない法人を優先し、 <u>補助枠を1/2程度に縮小する。</u>
農地はつらつ集積事業 農地集積促進事業	32,700	認定農業者等の担い手へ農地の利用集積を円滑に行うための奨励的な単県助成事業であり、類似した国庫補助事業もあるため、 <u>休止する。</u>
研究開発支援事業（オンライン企業育成支援事業）	100,000	中小企業の行う地域特性を生かした新技術等の研究開発への助成制度であるが、企業者の自主活動に委ねるとともに、対象をより高度な研究開発に厳選することとし、 <u>補助枠を2/3程度に縮小する。</u>

3 県施設等

事業名	9年度当初予算額(千円)	事業概要・見直し内容等
麻布岡山寮運営助成事業	3,875	麻布寮（S45年建設、県所有、（財）岡山県職員互助会管理）は、職員の首都圏出張時の宿泊施設として利用されてきたが、施設の老朽化や利用率の向上が望めないことなどから、 <u>施設の運営を廃止する。</u>
香港事務所運営事業	39,814	上海事務所の開設に伴い、 <u>香港事務所を廃止する。</u>
クリエイティブTOWN岡山（CTO）事業	—	<u>県施設をCTO事業として整備することは、当面休止する。</u>

4 その他

事業名	9年度当初予算額(千円)	事業概要・見直し内容等
私学助成事業	8,493,431	<p>全国に比べ上位の補助単価となっている部分について、<u>単価の引き下げを行うこととするが、引き下げ幅については国の予算や地方財政措置の状況を勘案し検討することとする。</u></p> <p>(参考) 高等学校の補助単価（平成9年度） 全国平均 272千円 岡山県 285千円（全国で第10位）</p>
振興局広報事業	37,800	全戸に配布している「振興局だより」は、「晴れの国ジャーナル」に統合することとする。
単県医療費公費負担制度推進交付金	18,200	単県医療費の公費負担制度を推進するため県医師会及び県歯科医師会へ協力費を交付しているが、制度の周知も図られたため、 <u>補助額を1/2程度に縮小する。</u>
救急告示施設補助金	21,500	救急患者の受入医療施設（95施設）に対し県医師会を通じて補助しているが、零細補助であることから、 <u>休止する。</u>

本 庁 組 織 新 旧 対 照 表 (部課室)

現行 (H9. 4. 1) 8 部局 2 諸局 5 室 7 5 課室 2 課室	知事室	総務部	企画部	地域振興部	県民生活課 交通対策課 土地対策課 統計管理課 事業調整室 情報政策課 女性政策課 青少年課	【1室 2 課】 【7 課室】 【1 課室】	【1室 9 課室】 【1 室 6 課室】 【1 局 4 課室】	【1 室 11 課】 【1 室 8 課】 【1 課室】	【10 課室】 【1 課室】 【1 課室】	【1 局 6 課室】 【2 課】	【10 課室】 【1 課室】 【1 課室】	【1 局 5 課】 【9 課】 【1 課室】
改革案 (H10. 4. 1) 8 部局 1 局 1 諸局 3 室 6 9 課室 2 課室	知事室	総務部	企画部	地域振興部	総務事課 人事課 財政課 財管課 税理室	【1室 2 課】 【1 局】 【6 課】 【1 課室】	【1室 8 課】 【1 室 9 課】 【8 課】	【1 室 8 課】 【1 室 9 課】 【8 課】	【10 課】 【1 課室】	【10 課】 【1 課室】	【10 課】 【1 課室】	【10 課】 【1 課室】

出先機関の改革方針

1 平成10年4月の実施を検討するもの

(1) 統廃合を検討するもの

出 先 機 関 名	改 革 案
林業改良指導員駐在所 (5か所)	現在5か所ある独立した駐在所を平成9年度末ですべて廃止。当該駐在所の駐在員を地方振興局農林事業部に統合配置のうえ、地域林業の経営指導等に総合的に対応
津山地方振興局苦田ダム現地事務所	苦田ダム現地事務所の事務を平成9年度末で津山地方振興局に移管し、現在の建物を連絡所として活用
企業局工業用水道事務所鶴新田浄水場	鶴新田浄水場を無人化し、業務を工業用水道事務所本所で実施

(2) 管理運営の民間委託を検討するもの

出 先 機 関 名	改 革 案
自然保護センター	施設の管理運営の全面委託
後楽園事務所	施設の管理運営の全面委託

(3) その他内部組織、業務内容の見直しを検討するもの

出 先 機 関 名	改 革 案
県立大学、県立大学短期大学部	県立大学と県立大学短期大学部の教学課の統合
自治研修所	自治研修所内の宿泊及び食堂業務の廃止
東京事務所	東京事務所経済課の廃止。新たな情報発信機能については別途調査研究
青少年教育センター閑谷学校	食堂業務の民間委託

2 平成11年4月の実施を検討するもの

(1) あり方の検討をするもの

出先機関名	改 革 案
農業関係出先機関 生物科学総合研究所、県立農業試験場 県立農業大学校、農業改良普及センター 笠岡園芸センター、笠岡湾干拓営農センター、高令地農業センター	農業関係出先機関における試験研究・普及・教育の総合化を行うための出先機関の再編と、より効率的かつ効果的な普及活動を行いうる体制を確立するための農業改良普及センター支所の本所への統合等による機能強化について、平成10年度中に検討を行い、平成11年度から段階的に実施

(2) 統廃合を検討するもの

出先機関名	改 革 案
阿新地方振興局千屋ダム建設事務所	平成10年度末の事業終了に伴う千屋ダム建設事務所の廃止

(3) その他内部組織、業務内容の見直しを検討するもの

出先機関名	改 革 案
環境保健センター	環境保健センターで実施している検査業務の民間委託(可能なものから順次実施)

3 委託先を選定した後に実施するもの

(1) 管理運営の民間委託を検討するもの

出先機関名	改 革 案
玉島寮	社会福祉法人等への管理運営の全面委託
かしお園	社会福祉法人等への管理運営の全面委託

4 中長期的に見直しを行うもの

(1) 地方振興局のあり方の再検討

地方振興局について、所管区域や地域保健福祉センターなど局の出先機関の統廃合、広域行政の推進の担い手として果たすべき役割なども含め再検討する。（平成11年度中に見直しの方針を策定する。）

(2) 試験研究機関の見直し

出 先 機 関 名	改 革 案
環境保健センター、工業技術センター、総合畜産センター 水産試験場、林業試験場、木材加工技術センター	産・官・学の共同研究体制の強化、外部人材の積極的活用、効果的な業務のあり方に向けての見直しを行う。 (農業関係試験研究機関は、別項目で検討) 各業務について平成10年度中に見直しの方向を出す。

(3) 統廃合を検討するもの

出 先 機 関 名	改 革 案
幹線道勝英用地事務所	事業概了時点での廃止
旭川発電所、新見発電所、加茂発電所	将来的に「遠隔常時監視制御方式」による集中管理とし、3発電所を統合し、制御所を1か所設ける。

(4) その他内部組織、業務内容の見直しを検討するもの

出 先 機 関 名	改 革 案
内尾センター、精神保健福祉センター	精神保健福祉サービスの提供に係る両施設の連携の方法の検討
県立博物館	平成13年度末を目指し、守衛業務を全面委託

外郭団体の見直し方針(個別団体)

1 団体の再編整備 (2団体)

団体名	見直し内容等
多島海觀光㈱	平成5年以来活動が休止状態となっており、法人の廃止を検討(H10を目途)
(財)岡山県血液配給センター	血液製剤の供給体制の一元化のため、日本赤十字社の岡山県赤十字血液センターとの統合を検討(H10を目途)

2 組織等の見直し (4団体)

団体名	見直し内容等
㈱岡山広域産業情報システム	県職員出向の縮減等を検討
(財)中国四国酪農大学校	県職員出向の順次縮減 財団と県との費用負担のあり方を再検討(H12まで)
(財)岡山県武道振興会	県職員出向の縮減を検討
(福)吉備の里	県職員出向の縮減(H12まで)

3 事業運営の見直し (16団体)

団体名	見直し内容等
㈱吉備高原都市サービス	管理経費の削減等による経営合理化
岡山空港ターミナル㈱	経営健全化方策の検討
岡山空港開発㈱	経営健全化方策の検討
(財)岡山県国際交流協会	県との機能分担の明確化 県職員出向の順次縮減(H14まで)
(財)岡山県健康づくり財団	県貸付金の解消(H10)、組織のスリム化による経営合理化、施設の利用促進による県支出金縮減
(財)岡山県福祉事業団	湯原憩の家のあり方検討(H12まで) 児童会館のあり方検討(H12まで)
岡山県明るい長寿社会財団	県との機能分担の明確化 県職員出向のあり方、県支出金の見直し(H10)
(財)岡山総合展示場	県職員出向の順次縮減(H12まで) 県貸付金の解消(H14まで)
(財)岡山勤労者ゆとり財団	いこいの村について経営健全化方策を検討 岡山テルサ(H10開業予定)の経営計画精査
(財)岡山県中小企業振興協会	経営の効率化(中長期)
おかやまファームズマーケット管理運営財団	施設オープンから間もないため経営の早期安定化 県職員出向の順次縮減(H14まで) 県貸付金の整理(H10)

団体名	見直し内容等
(社) 岡山県畜産公社	第4次経営改善計画(H9-13)の毎年度点検 外部の専門家を交え、公社の基本的使命等を検討
岡山県農林漁業担い手育成財団	県貸付金の縮減(中長期) 財団の有効活用検討
(社) 岡山県林業公社	県職員出向の順次縮減 外部の専門家を交え、森林施策のあり方を検討
岡山県スポーツ振興財団	県等との機能分担の明確化、財団の活用方法の検討 県貸付金の順次縮減(H10-12)
岡山県道路公社	経営の効率化による県貸付金解消の検討(中長期)

4 投資段階にあり施設供用後の運営状況の点検(3団体)

団体名	見直し内容等
チボリ・ジャパン(株)	事業推進の枠組み(H 6年2月策定)に沿った事業展開について不断の点検
井原鉄道(株)	井原線開業(H11年1月予定)後、経営計画に基づく計画的運営
東部作州総合開発(株)	作東ICの供用開始後の計画的経営

審議会の改革方針

1 審議会の現況について（平成9年4月1日現在で計156審議会）

- (1) 法令又は条例に基づき設置された附属機関（地方自治法第138条の4第3項）
 　→ 93審議会

- (2) 要綱に基づき設置された審議会のうち、附属機関と類似の機能を有するとともに委員の中に岡山県職員以外の者を含んでいるもの
 　→ 63審議会

2 審議会の見直し方針

(1) 廃止及び統合

次のいずれかに該当するものについては、法令に設置義務があるなどの場合を除き、廃止又は統合を検討する。

- ア 開催回数が少なく、活動が著しく不活発であるか又は実質上休眠状態にあるものについては、原則として廃止する。（法律で設置を義務づけられているもの等を除き、過去5年間の開催実績が年1回未満のものはすべて見直しの対象とする。）
- イ 当該審議会のほかにも類似の目的を持つ審議会があり、独立して設置する意義が薄れているものについては、原則として統合又は廃止する。
- ウ 単なる意見聴取又は意見交換の機会となっており、審議の結果を県行政に反映させる方法が明確でないものについては、原則として廃止する。

(2) あり方の再検討

- ア 社会経済情勢の変化等に伴い、審議会の設置の趣旨自体を見直す必要があるものについては、廃止も含めたあり方の検討をする。（昭和50年以前に設置された審議会は、法律により設置が義務づけられているもの等を除き、すべて検討の対象とする。）
- イ 毎年同時期に1回だけ定例的に開かれているものについては、その必要性を再検討する。

(3) 運営の見直し

- ア 許認可等の手続において、審議会の審議を経ることが条件となっているにもかかわらず、開催回数が少ないものなどについて、開催回数の増加を行う。
- イ 審議が形骸化し、行政側からの報告が主になるようなことのないよう審議の活性化を図る。
- ウ 事前に資料を配付するなど、委員が十分意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対して意見書の提出を求めるなどするなどの方法により、審議の活性化を図る。

(4) 議事録の公開及び審議の公開

開かれた県政を推進するため、審議会の公開に積極的に取り組んでいくこととする。

【改革方策】個人のプライバシーに係るものなど特別な事由がある場合を除き、審議会の審議及び議事録を公開するものとする。

(5) 委員の選任の見直し

ア 委員数の見直し

審議の活性化を図るとともに、簡素で効率的な審議会の運営を行うため、委員数については、必要最小限にするよう努める。

【改革方策】委員数は原則として15人以内とする。

イ 女性委員の登用促進

附属機関における女性委員は約15%となっており、まだ女性委員の登用が少ない。今後、一層の女性委員の登用の促進を図っていく。

【改革方策】今後10年間で女性委員数が委員数の30%を超えるように努める。

ウ 長期就任の見直し

長期就任は意思決定の硬直化や委員の高齢化にもつながることから、任期が2年のものは5期までというように、就任期間を制限することにより、安易な再任を防ぐこととする。

【改革方策】原則として、任期は再任を含めても就任期間を10年以内とする。

エ 年齢構成の見直し

各年齢層から幅広く意見を聴取することができるよう、今後とも適切な年齢構成となるよう努める。

オ 行政関係者の就任の制限

広く県民から意見を聴くとともに、行政が主導する審議会運営にならないようにするためにも、行政関係職員の委員は、必要最小限の人数とするよう努める。

【改革方策】1審議会当たりの行政関係職員は、原則として全体の2割以内とし、県職員は原則として1人以内とする。

カ 重複就任の見直し

重複就任が増えることは、審議日程の調整に支障を生じ、一方で欠席や代理出席の増加につながることも考えられることから、委員の選任に当たっては、あまりに多くの審議会等を兼職する委員が出ないよう十分配慮する。

【改革方策】1人当たりの重複就任は、原則として5審議会以内とする。

(6) 開催経費の節減

これまでも、審議会等の開催においては、開催経費を節減するよう努めてきた。今後も、県庁内の会議室を積極的に活用するなど、必要以上に高価な会場使用を避けるとともに、飲食提供の適正なあり方などに十分留意しつつ、開催経費の節減を図る。